

別表 1

措 置 要 件	期 間
<p>(故意又は重過失による粗雑な履行)</p> <p>1 法人発注の物品調達及び委託・役務業務（契約責任者と締結する物品の購入等契約に係る物品及び委託・役務業務の請負契約に係る業務をいう。以下同じ。）の契約の履行に当たり、故意又は重過失により履行を粗雑にし、又は仕様書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	2 か月以上 12 か月以内
<p>(入札妨害)</p> <p>2の1 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者の役員若しくは使用人が入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(2) の場合を除く。）。</p> <p>(2) 法人の入札（契約責任者が物品調達及び委託・役務業務の契約を締結するために行う一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に関し、(1) に掲げる者が入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上 24 か月以内</p> <p>12 か月以上 36 か月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>2の2 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者の役員若しくは使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(2) 及び (3) の場合を除く。）。</p> <p>(2) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務に関し、(1) に掲げる者が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(3) の場合を除く。）。</p> <p>(3) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務について談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、(1) に掲げる者が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 か月以上 24 か月以内</p> <p>12 か月以上 36 か月以内</p> <p>12 か月以上 36 か月以内</p>
<p>(契約妨害)</p> <p>3 法人発注の物品調達及び委託・役務業務の契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>	12 か月以内
<p>(監督・検査妨害)</p> <p>4 法人発注の物品調達及び委託・役務業務の監督又は検査の実施に当たり、それを行う職員の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	6 か月以上 12 か月以内

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>5 法人の入札において、入札参加資格確認申請書等の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	2か月以上6か月以内
<p>(過失による粗雑な履行)</p> <p>6 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(2) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務以外の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>7 他の号に掲げる場合のほか、法人発注の物品調達及び委託・役務業務の契約の履行に当たり、正当な理由なく履行を遅延する等、契約に違反し、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1か月以上4か月以内
<p>(公衆損害及び関係者事故)</p> <p>8 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務以外の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(3) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務の契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(4) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務以外の契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上4か月以内</p> <p>2週間以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 次に掲げる者が法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>イ 業者者の役員又はその支店若しくは営業所(常時物品調達及び委託・役務業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外の者(以下「一般役員等」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8か月以上36か月以内</p> <p>6か月以上27か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>ウ 業者の使用人で一般役員等以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次に掲げる者が、中国地方の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p> <p>(3) 次に掲げる者が、中国地方以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>4か月以上 18か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上 9か月以内 2か月以上 6か月以内 1か月以上 3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上 6か月以内 1か月以上 3か月以内 1か月以上 2か月以内</p>
<p>(契約不成立)</p> <p>10 法人の入札において落札者となりながら、契約を締結しなかったとき。</p>	<p>3か月以上 9か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>11 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 代表役員等若しくは一般役員等が、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(6) 業者である個人又は業者の役員若しくは使用人が、業務に関し暴力行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>12か月以上 36か月以内</p> <p>10か月以上 30か月以内</p> <p>8か月以上 24か月以内</p> <p>8か月以上 24か月以内</p> <p>6か月以上 18か月以内</p> <p>1か月以上 18か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次のいずれかに該当し、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとき（(2) から (6) までの場合を除く。）。</p> <p>(2) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとき（(3)、(5) 及び(6) の場合を除く。）。</p> <p>(3) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務について談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、当該業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反していたとき（(6) の場合を除く。）。</p> <p>(4) 業者の業務について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき（(5) 及び (6) の場合を除く。）。</p> <p>(5) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき（(6) の場合を除く。）。</p> <p>(6) 法人発注の物品調達及び委託・役務業務について談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、当該業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p>	<p>4 か月以上 24 か月以内</p> <p>12 か月以上 36 か月以内</p> <p>12 か月以上 36 か月以内</p> <p>6 か月以上 24 か月以内</p> <p>12 か月以上 36 か月以内</p> <p>12 か月以上 36 か月以内</p>
<p>(業務に関する法令違反)</p> <p>13 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 他の号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反し、業者である個人又は業者の役員が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 他の号に掲げる場合のほか、法人発注の物品調達及び委託・役務業務を履行する際に、法令に違反し、業者である使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(営業停止)</p> <p>14 業者が法律の規定に基づく営業停止の処分を受けたとき。</p>	<p>処分の事実を知った日から 1 か月以上 12 か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>16 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 か月以上 9 か月以内
<p>(代理人等の禁止)</p> <p>17 この要領に基づく取引停止の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>(営業不振)</p> <p>18 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。</p>	事実を知った日から別に通知する日まで
<p>(談合関連行為)</p> <p>19 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 か月以上 12 か月以内
<p>(外部からの働きかけ等)</p> <p>20 業者である個人または業者の役員若しくは使用人が、法人の職員に対して不当な働きかけ等を行い、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
<p>(契約解除)</p> <p>21 法人発注の物品調達及び委託・役務業務において、正当な理由がないのに契約を履行しない等契約に違反したため、法人が契約を解除したとき。</p>	6 か月以上 24 か月以内

別表 2

措 置 要 件	期 間
1 業者が、一の事案により別表 1 各号の措置要件の二以上に該当するとき。	それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。
2 取引停止の期間中又は期間満了後 1 年を経過するまでの間に、別表 1 各号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。	取引停止の期間の短期は、別表 1 各号に定める短期の 2 倍（前回の取引停止の期間が 1 か月に満たないときは 1.5 倍）の期間とする。
3 別表 1 第 2 号の 1、第 2 号の 2 又は第 12 号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後 5 年を経過するまでの間に、同表第 2 号の 1、第 2 号の 2 又は第 12 号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。	同上
4 別表 1 第 9 号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後 5 年を経過するまでの間に、同号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。	同上
5 取引停止期間中に、別表 1 各号の措置要件に該当することとなったとき。	新たに該当する措置要件について取引停止すべき期間から現に行っている取引停止期間との重複期間の 2 分の 1 の日数を控除した期間を加算する。
6 業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表 1 各号並びに第 2 号及び第 3 号の規定による短期未満の取引停止の期間を定める必要があるとき。	取引停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。
7 業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表 1 各号及び第 1 号の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるとき。	取引停止の期間を当該長期の 2 倍まで、延長することができる。
8 取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったとき。	別表 1 各号及び前各号に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができる。